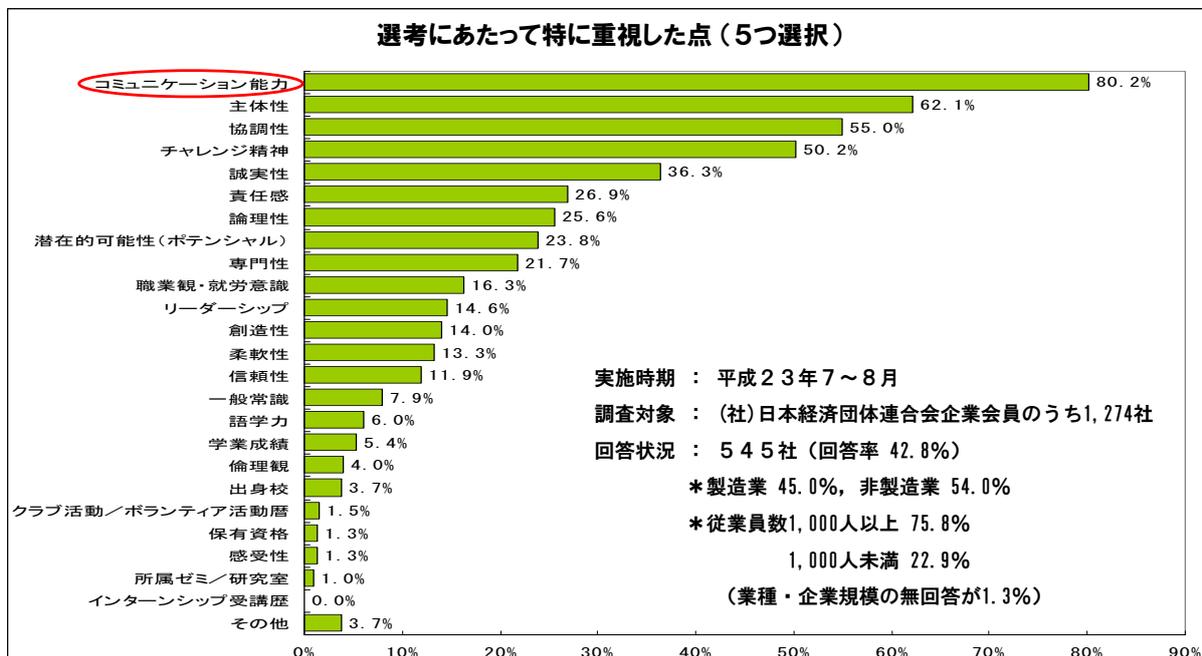


コミュニケーション能力、規範意識、 社会参画の態度等の育成について

コミュニケーション能力について

企業が採用選考時に重視する要素の第1位は、「**コミュニケーション能力**」

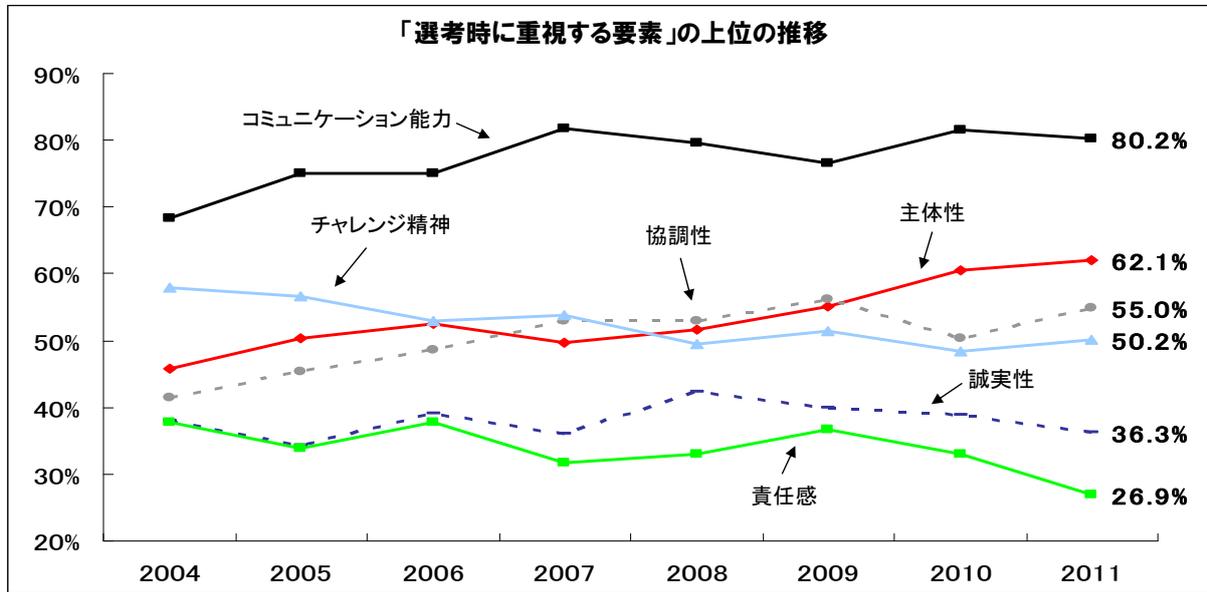
■ 日本経済団体連合会が実施したアンケート調査結果(平成23年9月)
調査対象: 新卒採用者(2011年3月卒業者)



コミュニケーション能力について

企業が採用選考時に重視する要素について、過去の推移をみると、
「コミュニケーション能力」は8年連続で第1位となっており、
コミュニケーションに関する能力の育成を求める社会的要請が高まっている

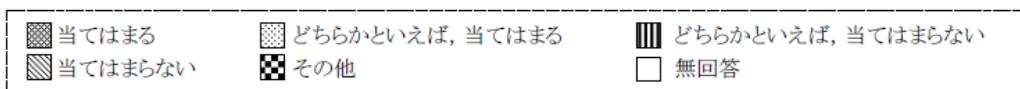
■ 日本経済団体連合会が実施したアンケート調査結果(平成16年～平成23年)
 調査対象: 新卒採用者(2003年3月卒業生～2011年3月卒業生)



2

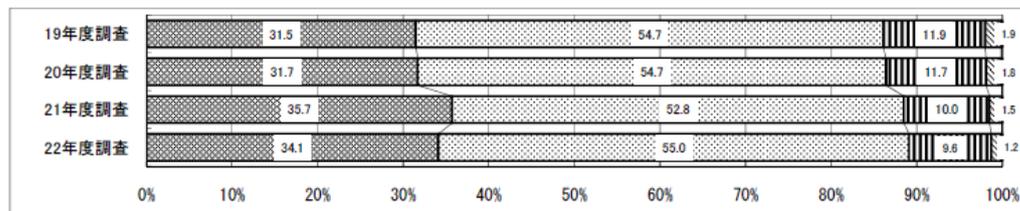
規範意識の現状について

学校のきまりや規則を守っている小中学校の児童生徒の割合に、若干の増加傾向がうかがえる。



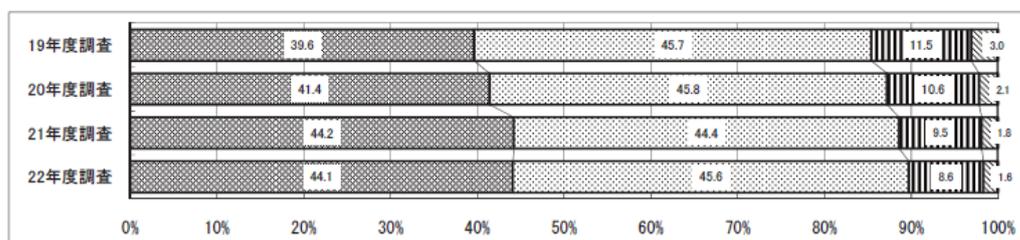
* 質問 36 : 学校のきまりを守っていますか

小学校



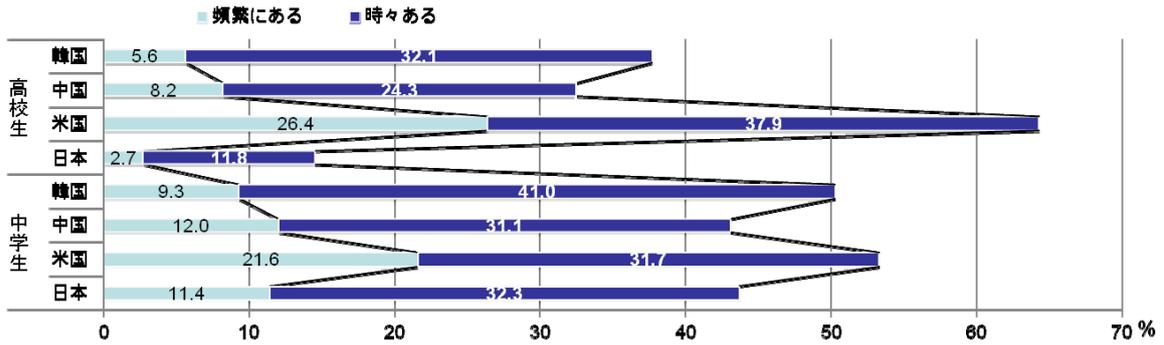
* 質問 36 : 学校の規則を守っていますか

中学校

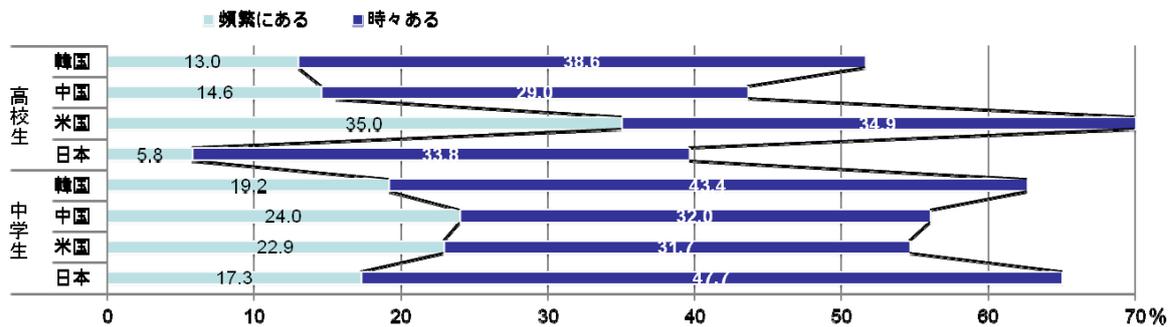


規範意識の現状について

○ 殴る蹴るなどの暴力をふるう(学校での不良行為)



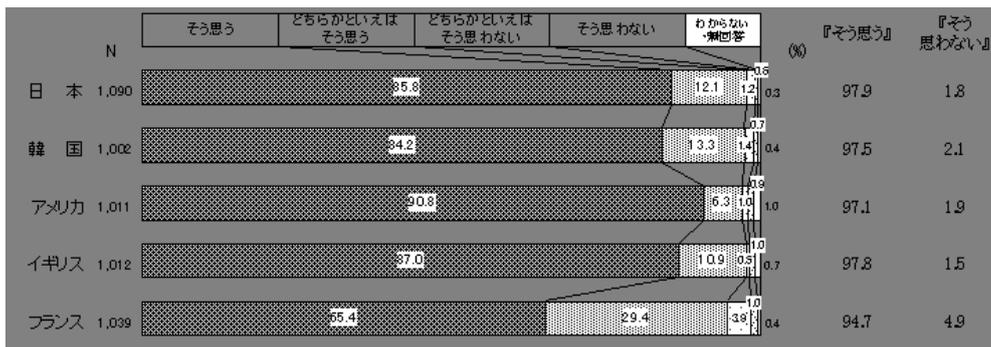
○ 悪口で人をいじめる(学校での不良行為)



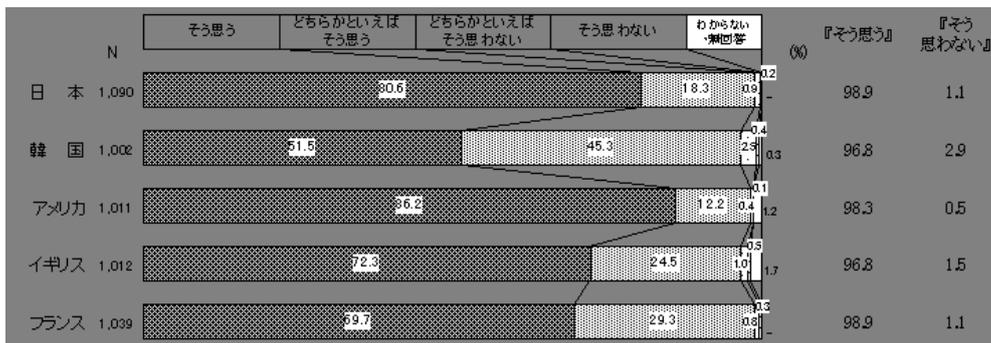
調査対象: 中学生807人、高校1210人(日本) 資料(財)日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識(2009年3月)4

規範意識の現状について

○ 社会規範「弱い者いじめはいけない」(5か国比較)



○ 社会規範「約束は守るべきだ」(5か国比較)

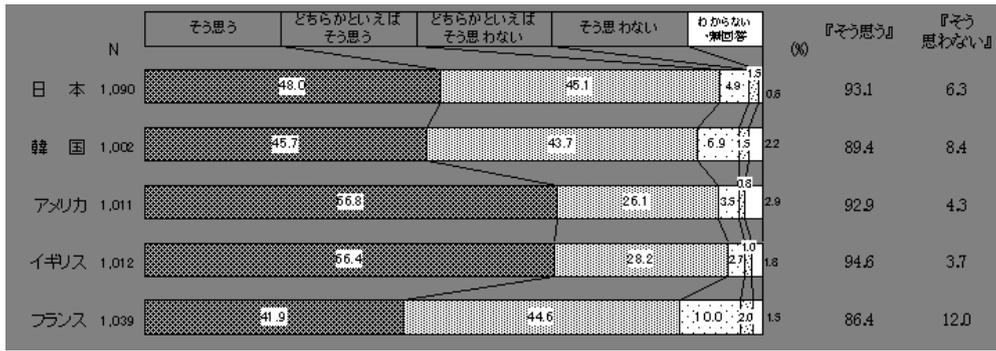


調査対象: 18歳から24歳までの青年

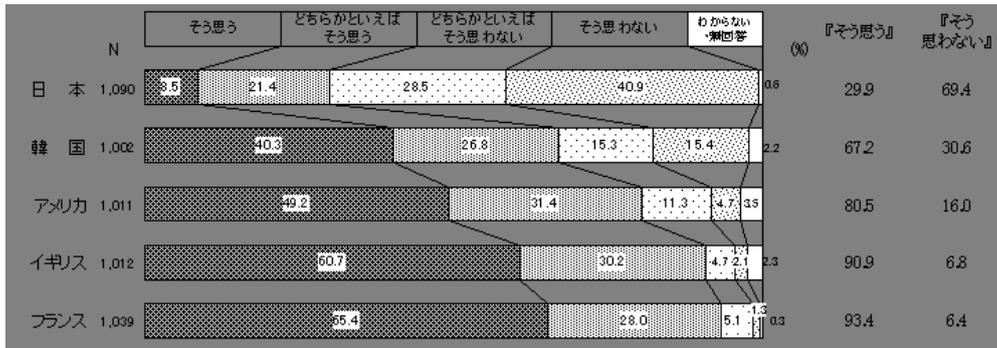
資料: 第8回世界青年意識調査(内閣府政策統括官) 平成21年3月 5

規範意識の現状について

○ 社会規範「困っている人を見たら、頼まれなくても助けてあげるべきだ」(5か国比較)



○ 社会規範「他人に迷惑をかけなければ、何をしようと個人の自由だ」(5か国比較)



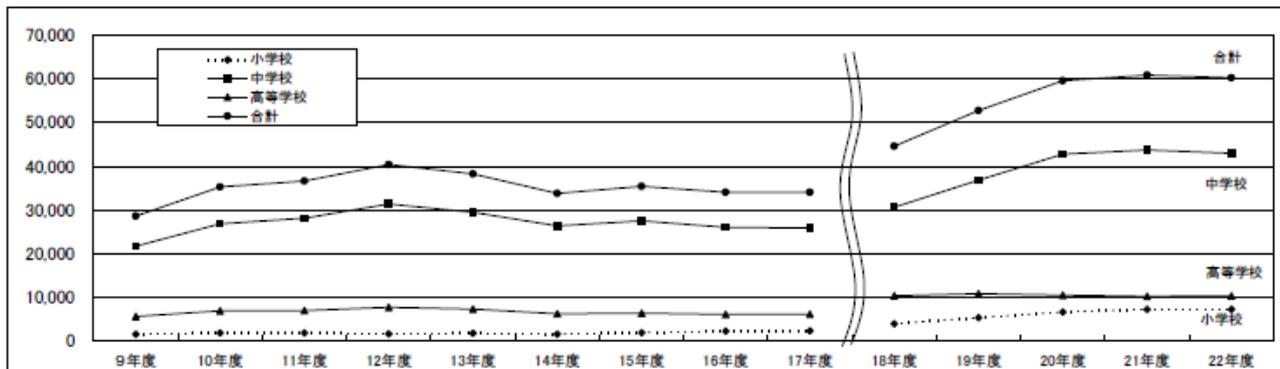
調査対象: 18歳から24歳までの青年

資料: 第8回世界青年意識調査(内閣府政策統括官) 平成21年3月 6

校内における暴力行為発生件数の推移

平成22年度の学校内外における暴力行為の発生件数は、小中高等学校合わせて約6万件(うち高等学校は約1万件)であり、前年度と比べ、ほぼ横ばいの状況となっている。

○学校内外における暴力行為発生件数の推移



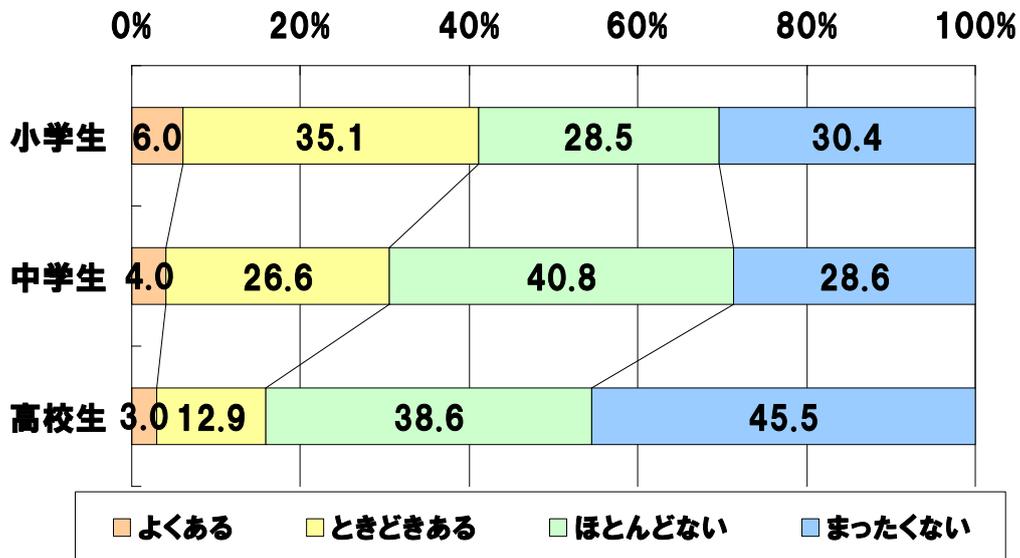
(注) 平成18年度から、公立学校に加え、国・私立学校も調査。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

ボランティア活動等の参加状況

○ 中学生、高校生になるにつれてボランティア活動等への参加割合が減少している。

地域社会などでボランティア活動やリサイクル運動などに参加することについて



内閣府政策統括官

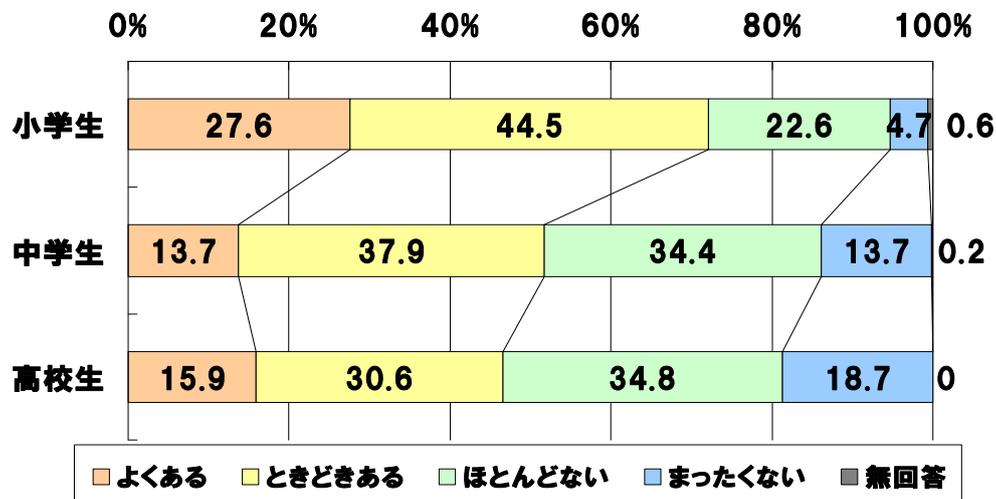
「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査報告書」(平成19年12月)より作成

8

家族以外の異なる世代の人々との交流

○ 中学生、高校生になるにつれて異世代との交流が減少してきている。

家族以外の子どもやお年寄りなど世代の異なる人たちとふれあうことについて



内閣府政策統括官

「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査報告書」(平成19年12月)より作成

9

学校におけるボランティア等の体験活動の実施状況

ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動について、小・中学校においては年間2時間程度、高等学校においては年間5時間程度行われている。

○体験活動の内容

	小学校	中学校	高等学校
ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動 〔町内や海岸の清掃、地域環境整備・美化活動、社会福祉施設の訪問、その他のボランティア活動など〕	2.5時間	2.2時間	4.6時間
自然に親しむ体験活動 〔野外探索や野外生活、野鳥や小動物の観察、自然教室など〕	11.8時間	5.6時間	2.0時間
勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	7.8時間	18.6時間	29.2時間
第一次産業に関わる産業 〔田植え、下草刈り、地引き網等の農林漁業体験など〕	6.7時間	2.2時間	8.8時間
第二次産業に関わる産業 〔工場等での職場体験活動、インターンシップなど〕	0.7時間	2.7時間	11.2時間
第三次産業に関わる産業 〔地域の事務所、店舗等における職場体験活動、インターンシップなど〕	0.4時間	13.7時間	9.2時間
文化や芸術に親しむ体験活動 〔壁画の製作活動、日本や外国の文化・伝統の体験活動、地域の伝統行事や芸能・工芸等の伝承活動など〕	3.4時間	3.5時間	4.6時間
交流に関わる体験活動 〔幼児、高齢者、障害者、外国人、異なる地域の人々等との交流活動〕	3.2時間	2.1時間	3.3時間
その他の体験活動	2.7時間	3.4時間	3.5時間
計	36.9時間	35.3時間	57.3時間

1日5時間とした場合の実施日数

6.3日

7.1日

9.5日

平成22年度抽出調査(文部科学省) (1)調査対象校:小・中・高等学校 計528校(小学校、中学校、高等学校各176校)※岩手県、宮城県、福島県を除く
(2)数字は、小学校は5年生、中学校・高等学校は2年生の一年間で実施する体験活動の総合単位時間の平均

10

学校におけるボランティア等の体験活動の実施状況

ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動について、高等学校においては学校管理下において教育課程外に行う時間が多い。

○「ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動」の教育課程における位置付け

	小学校	中学校	高等学校
特別活動	0.3時間	0.3時間	0.5時間
総合的な学習の時間	1.0時間	0.6時間	0.2時間
その他教育課程内における活動	0.1時間	0.3時間	0.9時間
学校管理下において教育課程外に行う活動	1.0時間	1.0時間	3.1時間
計	2.5時間	2.2時間	4.6時間

※四捨五入のため、合計欄の数値が各項目の数値の合計になっていない場合がある。

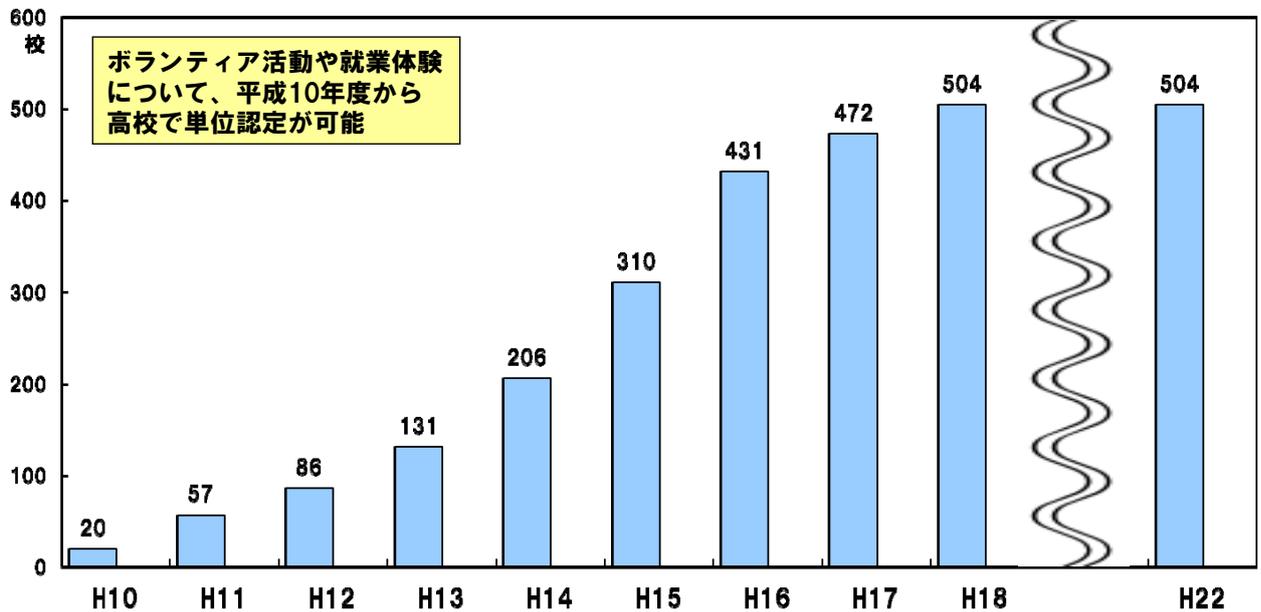
平成22年度抽出調査(文部科学省) (1)調査対象校:小・中・高等学校 計528校(小学校、中学校、高等学校各176校)※岩手県、宮城県、福島県を除く
(2)数字は、小学校は5年生、中学校・高等学校は2年生の一年間で実施する体験活動の総合単位時間の平均

11

高校以外での学修成果を単位認定する学校数

ボランティア活動等に関する学修の成果を単位認定する高校数は着実に増加。

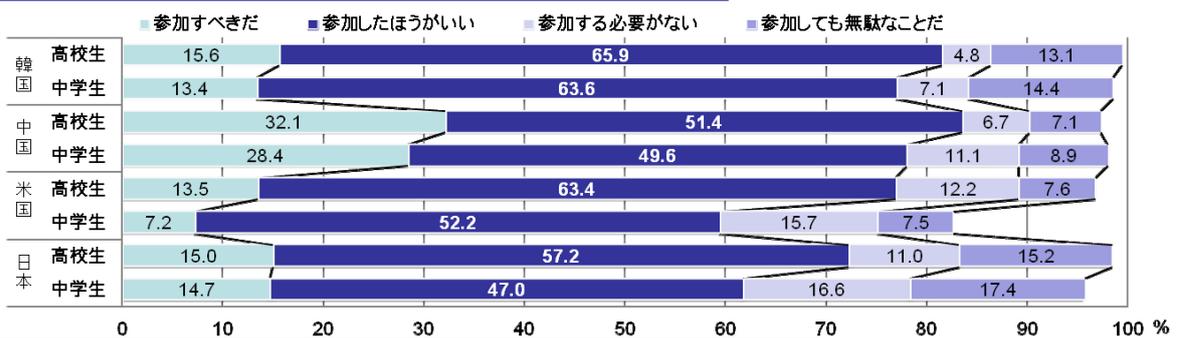
ボランティア活動等に係る学修の単位認定実施学校数



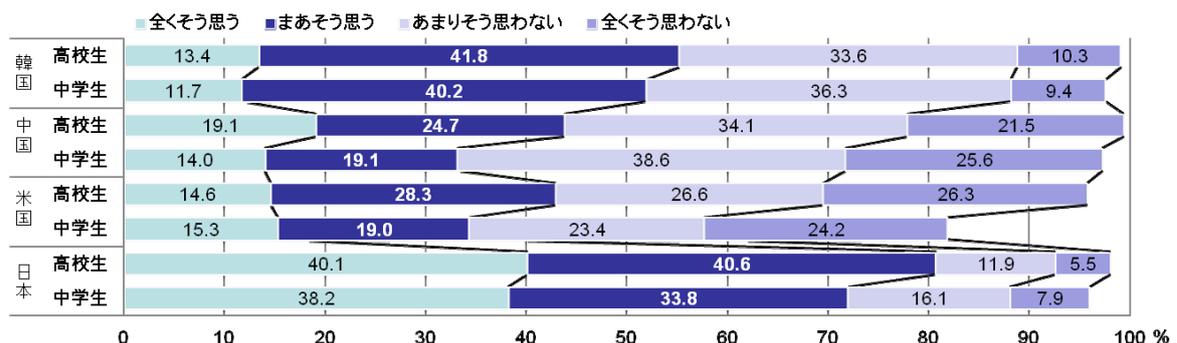
文部科学省調べ 12

社会参画の態度の現状について

○ 社会や政治問題への参加についてどう思うか

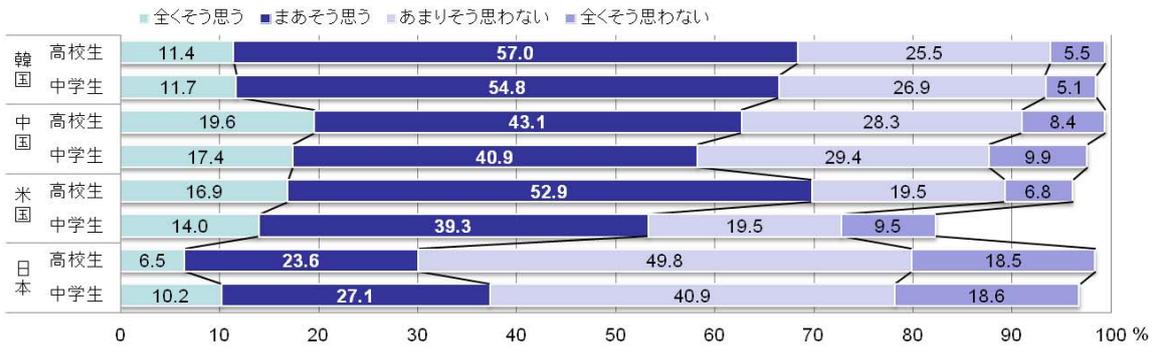


○ 私個人の方では、政府の決定に影響を与えられない

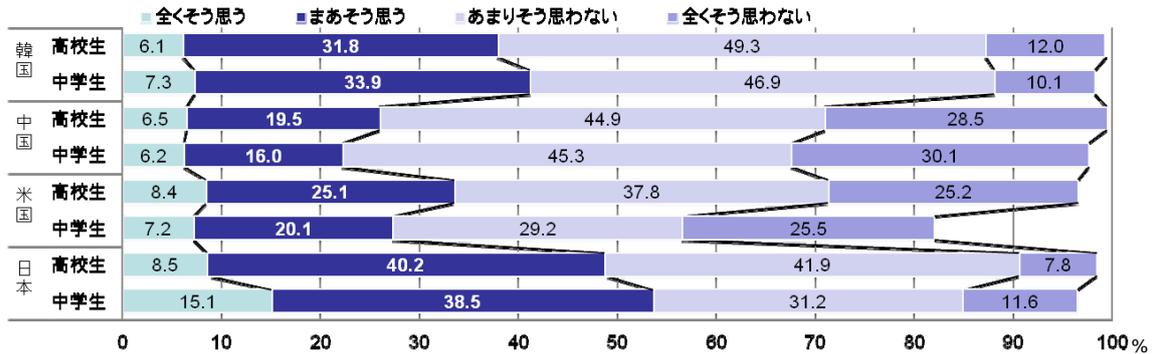


社会参画の態度の現状について

○ 私の参加により、変えてほしい社会現象がすこし変えられるかもしれない



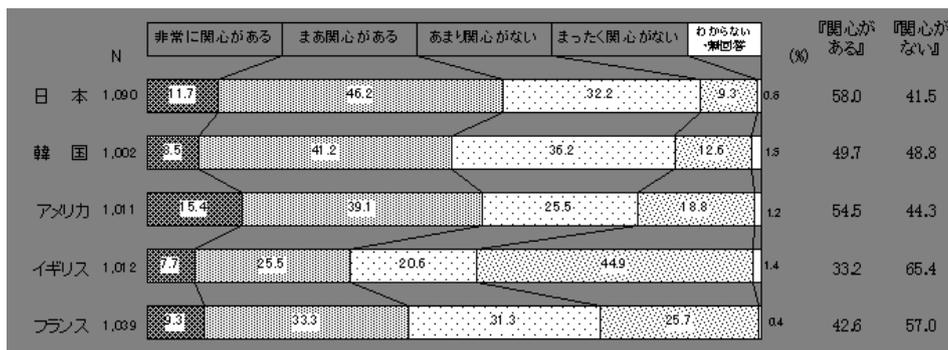
○ 社会のことはとても複雑で、私が関与したくない



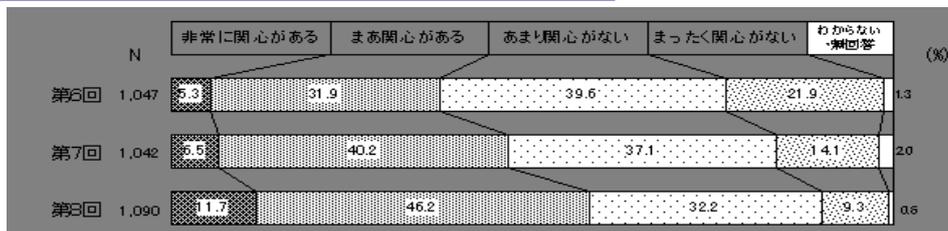
調査対象：中学生807人、高校1210人(日本) 資料(財)日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識(2009年3月) 14

社会参画の態度の現状について

○ 政治に対する関心度(国際比較)



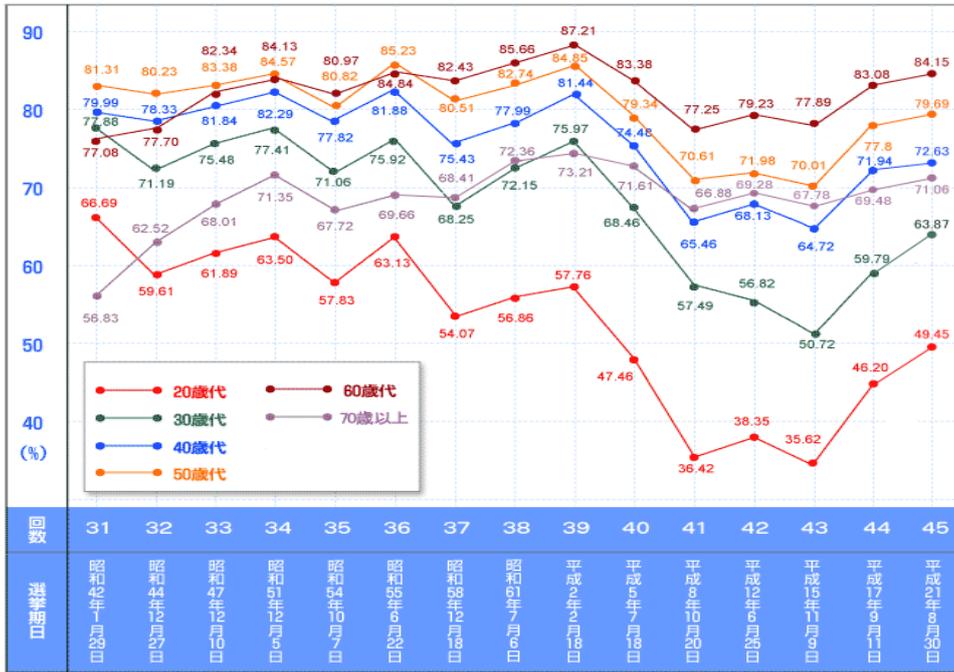
○ 政治に対する関心度(日本の経年比較)



※第6回：平成10年、第7回：平成15年、第8回：平成19年に調査

社会参画の態度の現状について

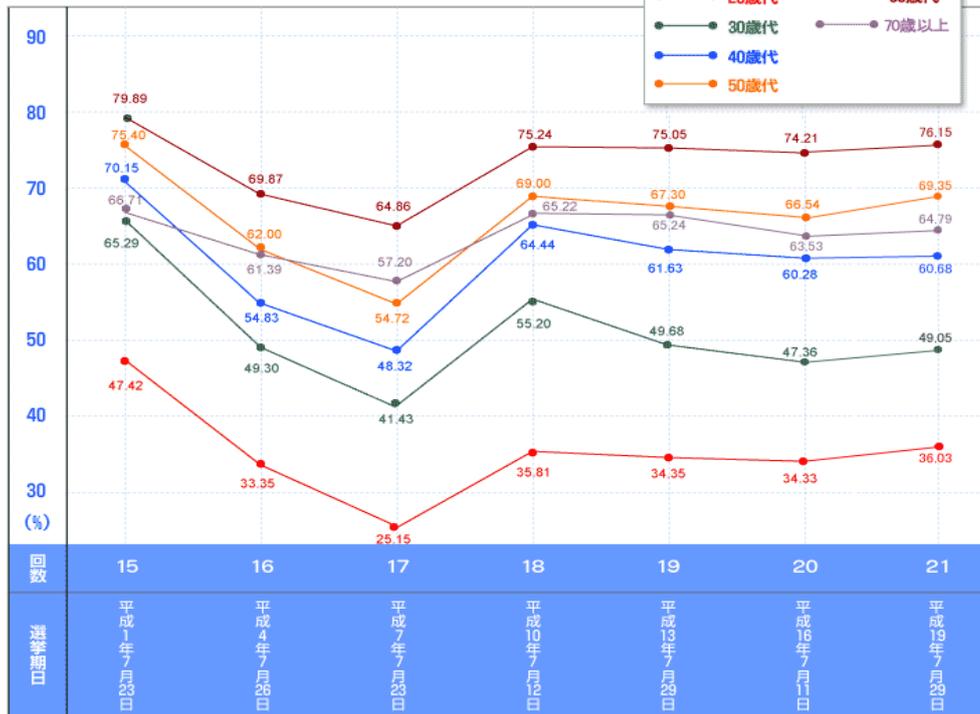
○ 衆議院議員選挙年齢別投票率の推移



資料：(財)明るい選挙推進協会

社会参画の態度の現状について

○ 参議院議員選挙年齢別投票率の推移



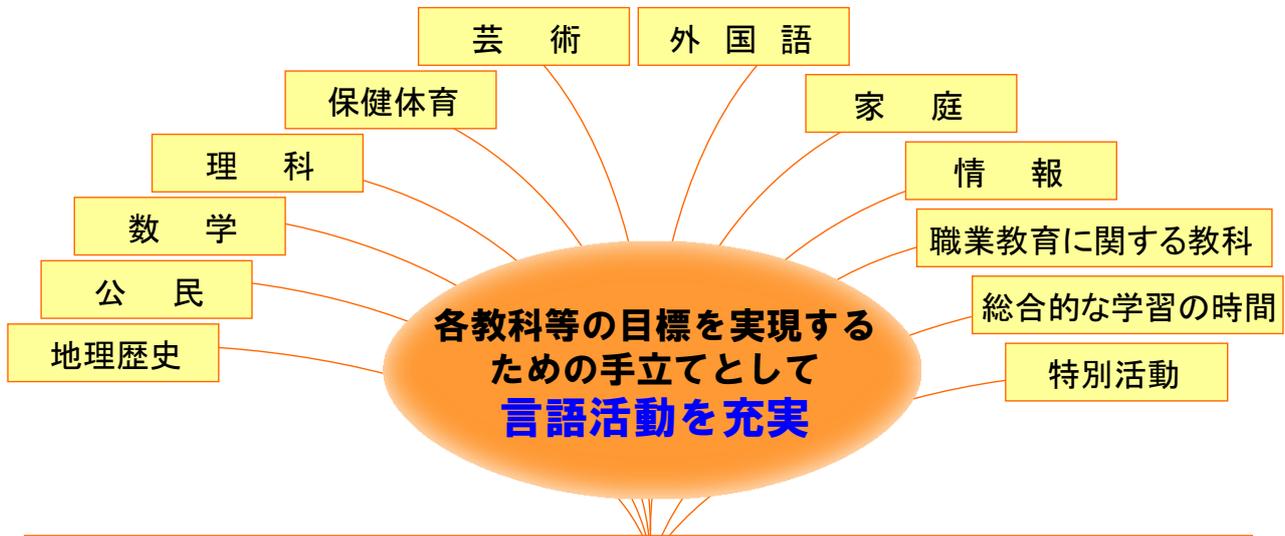
資料：(財)明るい選挙推進協会

コミュニケーション能力の育成について

(1) 言語活動の充実

新学習指導要領では、生徒の思考力・判断力・表現力等を育成するため、「言語活動の充実」を重視

<各教科・科目等における言語活動の充実>



国語科：基本的な国語の力を定着させたり、言葉の美しさやリズムを体感させたりするとともに、発達の段階に応じて、記録、要約、説明、論述といった言語活動を行う能力を培う

コミュニケーション能力の育成について

(1) 言語活動の充実

- 言語活動は、以下に示す言語の果たす役割を踏まえた指導。役割相互の関連性を踏まえつつ、総合的に育成。
- 新学習指導要領では、言語活動を充実することにより、コミュニケーションに関する能力や感性を育んだり、情緒を養ったりすることも期待されている。

(1) 知的活動（論理や思考）に関すること

ア 事実等を正確に理解し、他者の的確に分かりやすく伝えること

- 生徒が理解するに当たって、視点をもたせるようにする
- 設定した視点に応じて対象から情報を適切に取り出すようにする
- 自分や伝える相手の目的や意図をとらえるようにする
- 目的や意図に応じて事実等を整理できるようにする
- 構成や表現を工夫しながら伝えられるようにする

イ 事実等を解釈し説明するとともに、互いの考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること

- 事実等を知識や経験と結び付けて解釈し、自分の考えをもたせるようにする
- 自分の考えについて、探究的態度をもって意見と根拠、原因と結果などの関係を意識し、説明する際にはそれを明確に示す
- 自分の考えと他者の考えの違いをとらえ、それらの妥当性や信頼性を吟味したり、異なる視点から検討したりして振り返るようにする
- 考えを伝え合う中でいろいろな考えや意見があることに気付くことができるようにする
- 考えの根拠や前提条件の違いや特徴があることに気付くことができるようにする
- それぞれの考えの異同を整理して、更に自分の考えや集団の考えを発展させることができるようにする

(2) コミュニケーションや感性・情緒に関すること

【コミュニケーション】

- 語彙を豊かにし、表現力を育む
- 自分の思いや考えを伝えようとするとともに、相手の思いや考えを理解し尊重できるようにする
- 自分の思いや考えの違いを整理しつつ、相手の話を聞き、受け止めることができるようにする
- 相手の話に対して、状況に応じた的確に反応できるようにする

【感性・情緒】

- 様々な事象に触れさせたり体験させるようにする
- 感性・情緒に関わる言葉を理解するようにする
- 事象や体験等について、より豊かな表現、より論理的で的確な表現を通して互いに交流できるようにする

コミュニケーション能力の育成について

(2)コミュニケーション教育推進会議 審議経過報告(平成23年8月29日)

『子どもたちのコミュニケーション能力を育むために～「話し合う・創る・表現する」ワークショップへの取組～』

コミュニケーション教育推進会議においては、国際化の進展に伴い、多様な価値観を持つ人々と協力、協働しながら社会に貢献することができる創造性豊かな人材を育成することの重要性を踏まえ、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図るための具体的な方策や普及の在り方について議論を行い、平成23年8月に審議経過報告を取りまとめた。

1. コミュニケーション能力が求められる背景

(1) 社会の変化と子どもたちに求められる能力

- 21世紀はグローバル化が一層進む時代。多様な価値観、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々とともに、正解のない課題、経験したことのない課題を解決していかなければならない「多文化共生」の時代。
- このような時代を生きる子どもたちは、積極的な「開かれた個」(自己を確立しつつ、他者を受容し、多様な価値観を持つ人々と共に思考し、協力・協働しながら課題を解決し、新たな価値を生み出しながら社会に貢献することができる個人)であることが求められる。

(2) 子どもたちの現状や課題

- 子どもたちは気の合う限られた集団の中でのみコミュニケーションをとる傾向。
- インターネットを通じたコミュニケーションが子どもたちに普及している一方、外での遊びや自然体験等の機会の減少により、身体性や身体感覚が乏しくなっていることが、他者との関係づくりに負の影響を及ぼしている。

(3) 新しい学習指導要領における言語活動の充実

- 新しい学習指導要領では、言語活動の充実により、コミュニケーションに関する能力や感性を育んだり、情緒を養ったりすることも期待されている。

(4) コミュニケーション能力の捉え方とその育成

- コミュニケーション能力を、
「いろいろな価値観や背景をもつ人々による集団において、相互関係を深め、共感しながら、人間関係やチームワークを形成し、正解のない課題や経験したことのない問題について、対話をして情報を共有し、自ら深く考え、相互に考えを伝え、深め合いつつ合意形成・課題解決する能力」と捉え、多文化共生時代の21世紀においては、このコミュニケーション能力を育むことが極めて重要。
- コミュニケーション能力を学校教育において育むためには、①自分とは異なる他者を認識し、理解すること、②他者認識を通して自己の存在を見つめ、思考すること、③集団を形成し、他者との協調、協働が図られる活動を行うこと、④対話やディスカッション、身体表現等を活動に取り入れつつ正解のない課題に取り組むことなどの要素で構成された機会や活動の場を意図的、計画的に設定する必要がある。

20

コミュニケーション能力の育成について

2. コミュニケーション能力を育成する手法・方策

(1) これまでの取組

- 諸外国では、クリエイティブな活動をする実践家やアーティストが学校でワークショップ型の授業を行い、子どもたちの創造性やコミュニケーション能力等を育む機会を設けている事例が多く見られ、成果を上げている。
- 文部科学省においては、平成22年度から、コミュニケーション能力の育成を図るため、芸術家等を学校へ派遣し、芸術表現体験活動を取り入れたワークショップ型の授業を展開する事業が実施されている。

(2) 取組の効果

- 他者認識、自己認識の力の向上
ふだんは見ることのない他者の一面を見いだしたり、自分と異なる状況を擬似的に体験したりすることで、他者認識や自己認識の力が向上する。
- 「伝える力」の向上
相互に伝え合うことの喜びに気づき、少しでもうまく伝えたいという意欲により、表現手法が工夫され、「伝える力」が向上する。
- 自己肯定感と自信の醸成
子どもの良い面や優れた面が引き出されたり、子どもたちが互いに多面的に発見・評価したりされたりすることによって、自己肯定感と自信の醸成がなされる。
- 学習環境の改善
上記の効果により、子どもたちの相互の人間関係が良好になり、学級の雰囲気改善されて、学級全体としての学力が向上する。また、いじめ・不登校、暴力行為などの問題の解決にもつながる。
- 授業改善や学級・学年経営への効果
芸術家等の表現活動の専門家によるワークショップ型の授業は、教員にとって、授業手法や評価方法を見直し、改善する機会となる。また、学級の雰囲気改善により、学級経営や学年経営が円滑に進む。

(3) 効果的な手法・方策

- 実施に当たっては、グループ単位(小集団)で協働して、正解のない課題に創造的・創作的に取り組む活動を中心とするワークショップ型の手法をとること、演劇的活動など表現手法を豊富に取り入れていること、ワークショップの理論や手法を備えた芸術家等の外部講師が授業に参画すること、が大事である。
- 発表を目的化せず手段として位置付け、創作やグループでの話し合い等といった活動の過程を重視することが重要。その際、ワークショップでは、「導入過程」「展開過程」「ふりかえり過程」という要素をもったプログラムを意識的に組んでいく必要がある。

今後も中・長期的観点から、子どもたちの発達段階に応じたコミュニケーション能力を高めるための方策等について検討。

21

高等学校における道徳教育について

【高等学校の道徳教育の考え方】

小・中学校のように「道徳の時間」を設けず、公民科や特別活動のホームルーム活動を中心に、「人間としての在り方生き方に関する教育」を学校の教育活動全体を通じて行うこととしている。

【中央教育審議会 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)(平成20年1月17日)】

高等学校においては社会の一員としての自己の生き方を探求するなど人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める指導を充実

高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)

第1章 総則

第1款 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

※新学習指導要領(平成21年3月告示)において新規記述

(4) 全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成すること。

22

高等学校における道徳教育について

高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)

第2章 各学科に共通する各教科

第3節 公民

第1款 目標

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

第2款 各科目

第1 現代社会

1 目標

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

第2 倫理

1 目標

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに、人格の形成に努める実践的意欲を高め、他者と共に生きる主体としての自己の確立を促し、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

※公民科については、「現代社会」(2単位)、「倫理」・「政治・経済」(4単位)から選択必履修

23

高等学校における道徳教育について

高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)

第5章 特別活動

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

高等学校におけるボランティア活動等に関する 法令上の取扱いについて

学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)

第98条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動(当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。)に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

学校教育法施行規則第98条各号の規定により別に定めることとされた学修について定める件 (平成10年文部省告示第41号)

3 省令第98条第3号の別に定める学修は、次に掲げる活動に係る学修で高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものとする。

一 ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動

二 スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたもの

高等学校におけるボランティア活動等に関する 法令上の取扱いについて

高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)

※総則第1款, 総合的な学習の時間及び特別活動は平成22年度から先行実施

第1章 総則

第1款 教育課程編成の一般方針

4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2(3) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

2 内容

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

(2) 適応と成長及び健康安全

カ ボランティア活動の意義の理解と参画

26

高等学校におけるボランティア活動等に関する 法令上の取扱いについて

高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)

※総則第1款, 総合的な学習の時間及び特別活動は平成22年度から先行実施

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[生徒会活動]

2 内容

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

(5) ボランティア活動などの社会参画

[学校行事]

2 内容

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

27

社会参画等に関する教育について

教育基本法及び学校教育法において、教育の目標の一つに明記

○教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

○学校教育法

(昭和22年3月31日法律第26号、一部改正：平成19年6月27日法律第96号)

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第二百十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

28

社会参画等に関する教育について

高等学校学習指導要領における社会参画等に関する主な記述(平成21年3月告示)

● 民主政治の基本原則と日本国憲法 【公民科(政治・経済)】

日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させるとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

● 現代経済の仕組みと特質 【公民科(政治・経済)】

経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

● 現代日本の政治や経済の諸課題 【公民科(政治・経済)】

少子高齢社会と社会保障、地域社会の変貌と住民生活、雇用と労働を巡る問題、産業構造の変化と中小企業、農業と食料問題などについて、政治と経済とを関連させて探究させる。

29

社会参画等に関する教育について

高等学校学習指導要領における社会参画等に関する主な記述(平成21年3月告示)

● **生活における経済の計画と消費** 【家庭科(家庭総合)】

生活における経済の計画, 消費者問題や消費者の権利と責任などについて理解させ, 現代の消費生活の課題について認識させるとともに, 消費者としての適切な意思決定に基づいて, 責任をもって行動できるようにする。

● **現代に生きる人間の倫理** 【公民科(倫理)】

人間の尊厳と生命への畏敬, 自然や科学技術と人間とのかかわり, 民主社会における人間の在り方, 社会参加と奉仕, 自己実現と幸福などについて, 倫理的な見方や考え方を身に付けさせ, 他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる。

● **集団や社会の一員、参画、公共の精神** 【特別活動】

集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的, 実践的な態度を育てるとともに…(特別活動の目標)

集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し, …
(ホームルーム活動の目標)

集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し, …(生徒会活動の目標)

集団への所属感や連帯感を深め, 公共の精神を養い, 協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする…(学校行事の目標)